独立行政法人
国民生活センター

報道発表資料

平成 24 年 6 月 21 日
独立行政法人国民生活センター

家庭用健康器具による危害等について
ー気軽に運動できるはずがケガ！使う前には注意表示の確認をー

健康づくりや運動は国民の関心事であるが、誰もがいつでもどこでも戸外でスポーツやウオーキング等の運動ができるわけではない。運動の大切さについては、「21 世紀における国民健康づくり運動（健康日本 21）」(注 1)等でも呼びかけているところである（参考資料参照）。家庭内において、わずかな時間やテレビを見ながらでも器具を使って運動することができる家庭用健康器具に対する関心は高いと考えられる。総務省家計調査によれば、スポーツクラブ等のスポーツ施設への支出が抑えられているが、「他の健康用具」への支出は一定の水準を保っており、用具を用いた運動が継続されている傾向がうかがえる（参考資料参照）。また、自宅で簡単に運動できる家庭用健康器具は、テレビショッピングをはじめ、インターネットやホームセンター等で販売されており、様々な場所で比較的安価で購入することができる（参考資料参照）。

一方、2009 年 10 月以降に消費者庁より「消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について」で健康器具に係る内容が 13 件 (注 2) 公表されている（参考資料参照）。また、医療機関ネットワーク (注 3) には 2010 年 12 月以降 9 件 (注 4) 寄せられており、「鉄アレイを足に落とした」「自宅に置いてある自転車型器具に足をはさんだ」といった情報がある。

PIO-NET (注 5) には 2007 年度から 290 (注 6) 件の危害・危険情報が寄せられており、相談事例の中には、「ゴム製のエクササイズ器具で目を強打し、視力が低下した」「ばねの反動を利用して腹筋を鍛える器具を使用中、反動によりバランスを崩して顔面を強打し、けがをした」といった深刻な事例もある。

表示が不十分であったことによりけがをした事例や、持病がある人が使用した事例、使用上の注意が不足している事例、中には健康器具でけがをしたことから、品質に問題があるのではないかとのテスト依頼があり商品テストを実施した結果によって、製品改善が行われたケースもある。そこで、寄せられた相談情報に加え、アンケート等を通じて消費者の使用実態を分析し、消費者に購入前・使用前に注意すべき点等を情報提供することとした。

（注 1）平成 12 年度から平成 24 年度までを期間としている。
（注 2）2012 年 6 月 15 日までの公表分。「消費者安全法の重大事故等に係る公表について」において 2 件公表されているが、「消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について」で公表された 13 件中のうちの 2 件と同一事故の公表である。
（注 3）医療機関ネットワークとは、2010 年 12 月から運用が開始された消費者庁と国民生活センターのとの共同事業で、消費生活において生命又は身体に被害を生ずる事故に遭い医療機関を利用した被害者から、事故の詳細情報を収集するものである。
（注 4）2012 年 12 月以降 2012 年 5 月 20 日までの伝送分。
（注 5）PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センターをオンラインネットワークで結び、消費生活に関する情報を蓄積しているデータベースのことである。
（注 6）2007 年度以降 2012 年 3 月 31 日までの受付分（2012 年 5 月 15 日までの登録分）。

１．家庭用健康器具について

今回対象にした「家庭用健康器具」とは、スポーツジム等で使用する専門的な器具や、リラクセーション効果を主たる目的とした器具ではなく、一般消費者が手軽に購入し、運動をすることが可能な器具のことである。また、マッサージチェア等の医療機器は対象外とし、運動を補助するもの等を対象とした。

主な家庭用健康器具（イメージ）

ステッパー（足踏み型器具）

スライダー・ローラー

EMS 器具

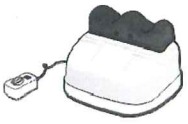

金魚運動器具

ルームランナー

開脚式器具

振動型器具

自転車型器具

２．相談の概要

【事例１】使用対象ではない健康状態の人が使用した

寝転がって機械に足を乗せると、機械が左右に動いて腰が金魚運動される健康器具をテレビショッピングで買った。自分は脊椎（せきつい）の病気で通院中であり、医者からストレッチ運動をしたほうがよいと言われていたので、注文した。また、テレビ放送で 30 分以内に申し込むと半額になると放送していたので、思わず買ってしまった。

1 回使用したら、腰が痛くなった。取扱説明書を見たら、“背骨に異常のある人は必ず医師と相談の上使用する”と書いてあった。しかし、テレビ放送時にはそのようなことは言っていなかった。返品・返金してほしい。

（2012 年 3 月受付、70 歳代・男性・愛知県）

【事例２】取扱説明書に正しい使用方法が表示されていなかった

以前からベルトマッサージ器を利用していた。もう 1 台欲しかったので、電気店に任せてカタログ購入して送ってもらった。商品には 3 種類のベルトが付いており、1 種類は他の 2 種類よりも長い平たいベルトであった。一番長い平たいベルトを器具にセットして使用しようとしたところ、家族から長くて明らかに変だと言われた。しかし、使用したかったので自分でセットしたまま使用したところ、真後ろに器具ごと倒れて頭を打ち、救急車で運ばれた。

検査機関の検査の結果、背中にたすきがけをして使用するべきところ、取扱説明書にはたすきがけにして使用する旨の説明文や図はなかったことがわかった。

（2011 年 10 月受付、70 歳代・女性・東京都）

【事例３】運動目的で購入したが腰痛になった

乗馬型の運動器具を運動不足解消目的で購入した。朝晩 15 分ずつ使用すると健康によいと聞いたので使用したところ、半年くらいで腰痛になった。いったん使用をやめ、腰痛が治ってから再び器具を使用したところ、また腰痛になった。

（2011 年 9 月受付、60 歳代・女性・北海道）

【事例４】リハビリ目的で購入したが、急にスピードが出て転んだ

要支援 2 と認定された妻が、歩く練習のために電動のウオーキングマシンを購入した。まずは自分がウオーキングマシンに 2、3 分試し乗りをして、妻に替わった。それから 1 分後位に、急にスピードが出て妻が転んでしまい、足と肩を打って紫色になってしまった。

（2011 年 9 月受付、70 歳代・女性・埼玉県）

【事例５】EMS 器具(注 7)でやけどをした

テレビショッピングで、パッドをおなかに貼り電気を流して腹筋ダイエットができるという健康器具を購入した。本体代金の 3 万円の他、専用パッドを毎月購入しなければならず、毎月 4 千円払っている。パッドは月 1 回交換とうたっているのに、購入後 2 週間でぼろぼろになった。購入店に言ったら交換してくれたが、交換品も同様に 2 週間でぼろぼろになった。パッドがいたんできた頃に電流のレベルを中程度に調節して使用したところ、ビリビリと感電しておへそ付近が 5 センチ四方赤くやけどしていた。

（2011 年 8 月受付、30 歳代・女性・神奈川県）

（注 7）EMS（Electrical Muscle Stimulation）電気刺激による筋肉収縮運動、またはそれを応用した機器のこと。

【事例６】初めての使用で骨折した

両手でハンドルを握り可動する台に両ひざをついて腰をスイングするとダイエット効果がある器具をテレビショッピングで購入した。自分は何度も使用していたが、妻が初めての使用の時にスイングを最大にしたところ、ひざがひざ乗せ台から外れて転倒し、肋骨（ろっこつ）2 本を骨折した。自分が使用した時には、時々スイング中にひざがすべって台から外れたことはあった。

（2010 年 12 月受付、50 歳代・女性・東京都）

【事例７】返品しようとしたら、書類等が無く返品できなかった

3 カ月前にテレビショッピングで、四つんばいになって腰の脂肪を燃やすというフィットネス器具を買った。使用したら腰痛になったので、返品しようと思ったが、領収書や保証書等の書類を全て捨ててしまっており、どこから購入したかもわからない。

（2010 年 9 月受付、50 歳代・男性・東京都）

３．　危害等の特徴

被害者の年代を見ると、40 歳代・50 歳代・60 歳代とおのおの約 2 割ずつを占め、平均年齢は 51.0 歳であった（不明・無回答 67 件除く）。また、女性が 178 人となり、約 7 割を占めた（不明・無回答等 54 件除く）。

主な症状は、擦過傷・挫傷・打撲に続いて腰痛、皮膚障害であった。危害部位は腰部・臀部が最も多く、腹部や大腿・下腿が続き体幹部や四肢に症状が出ていることが多い。

危害が発生した器具はルームランナーが最も多く、転んですりむいた、関節痛になったという事例が多い。次いでおなかや手足等に巻いて使用するベルト型振動機器具が多く、かゆみや腫れなどの症状が出ている。

（１）　2007 年度から毎年、平均 50 件前後の相談が寄せられている（図 1）

PIO-NET にはいわゆる家庭用健康器具の危害・危険に関する相談が 290 件 (*) 寄せられている。2007 年度から 2009 年度にかけて件数は減少したが、2010 年度、2011 年度と増加している。2007 年度には乗馬型器具に関する相談が多かった。

*2007 年度以降 2012 年 3 月 31 日までの受付分（2012 年 5 月 15 日までの登録分）。

図 1：年度別件数

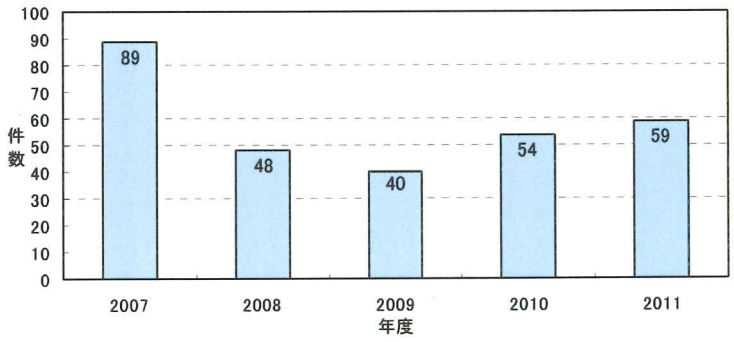

（２）　販売購入形態は、通販購入が全体の 7 割を占めており、特にテレビショッピングで購入したケースが多い

「販売購入形態」を見ると「通販購入」が 183 件と最も多く、約 7 割を占める。続いて「店舗購入」が 85 件（約 3 割）と続く（不明・無回答等 16 件除く、n=274）。

「通販購入」183 件の中では「テレビショッピング」が 85 件、次いで「インターネット通販」が 25 件、「カタログ通販」が 10 件、「電子商取引」(注 8) が 9 件、「インターネットオークション」が 1 件と続く（重複あり）。

(注 8)「電子商取引」は、インターネット等のネットワーク上で行う取引。2009 年度以降、「インターネット通販」「インターネットオークション」は「電子商取引」よりも優先して分類されている。

（3） **被害者の年代は 50 歳代が最も多く、平均年齢 51.0 歳であった。60 歳代以上は約 3 割を占めている。また、被害者の性別の約 7 割が女性であった（図 2）**

図 2：被害者年齢

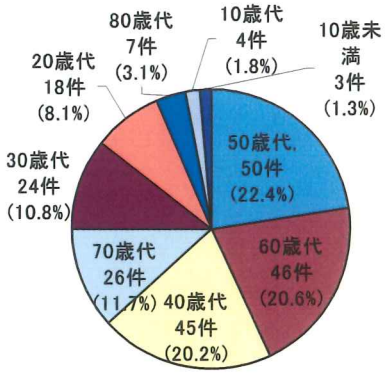

「50 歳代」が 50 件、「60 歳代」が 46 件、「40 歳代」が 45 件の順となる。60 歳代・70 歳代・80 歳代はあわせて 79 件になり、約 3 割を占める（不明・無回答等 67 件除く、n=223）。平均年齢は 51.0 歳であった。

性別は「女性」が 178 人、「男性」が 58 人で女性が約 7 割を占めている（不明・無回答等 54 件除く、n=236）。

（4） **危害内容は、擦過傷・挫傷・打撲傷や腰痛、皮膚障害が主であった（図 3）**

PIO-NET では危害を受けた内容を分類している。その中で「その他の傷病及び諸症状」が 103 件と最も多く、「擦過傷・挫傷・打撲」36 件、「皮膚障害」26 件と続く（不明・無回答等 50 件を除く、n=240）

「その他の傷病及び諸症状」の具体的内容は、“腰痛”が 31 件と最も多く、次いで“気分が悪くなった”が 16 件、“複数の症状（腰痛と関節痛や、めまいと関節痛など）が出た”も 16 件と続く（分類は本調査のために特別に精査を行ったものである）。

図 3：危害内容

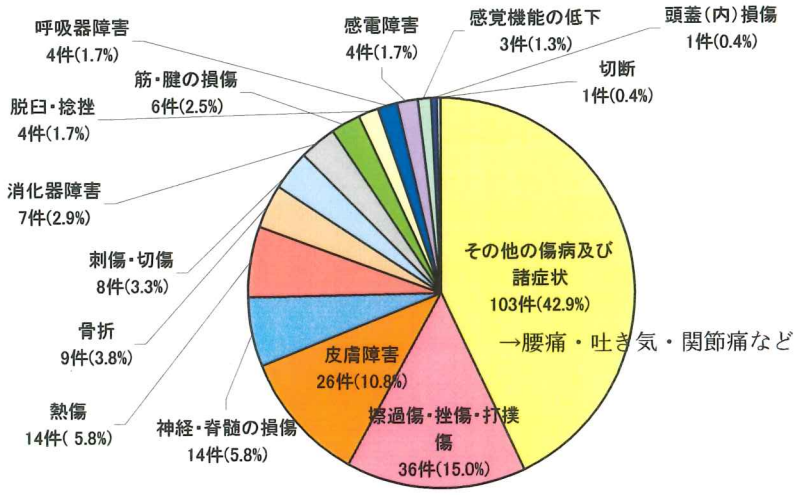

（5） **危害程度は、医者にかからなかった場合が半数以上を占める。全体の 1 割程度は、1 カ月以上の重篤な事例であった**

医者の治療を受けた期間（治療期間・見込みを含む）は、「医者にかからず」が 85 件と半数以上を占めるが、次に「1 カ月以上」が 23 件、「治療 1 週間未満」が 21 件、「1-2 週間」12 件と続く（不明・無回答等 138 件除く、n=152）

「1 カ月以上」は不明・無回答等を除くと約 2 割あり、その危害内容は「骨折」が 7 件と最も多い。

（６） **危害部位は、腰部・臀部や腹部、大腿・下腿などの体幹部や四肢での症状が多い（図 4）**

「腰部・臀部」が 57 件と最も多く、次いで「腹部」47 件、「大腿・下腿」34 件と続く。各部位をまとめてみると(注 9)、体幹部が 118 件、四肢が 65 件、頭部が 38 件となり、圧倒的に体幹部が多い（不明・無回答等 57 件除く、n=233）。

（注 9）体幹（「食道」「気道」「胸部・背部」「腹部」「腰部・臀部」「会陰部」）
四肢（「腕･肩」「手掌・手背（手首）」「手指」「大腿・下腿」「足首から先」）
頭部（「頭部」「顔面」「眼」「耳・平衡器」「口・口腔・歯」「鼻・咽喉」「首」）

図 4：危害部位

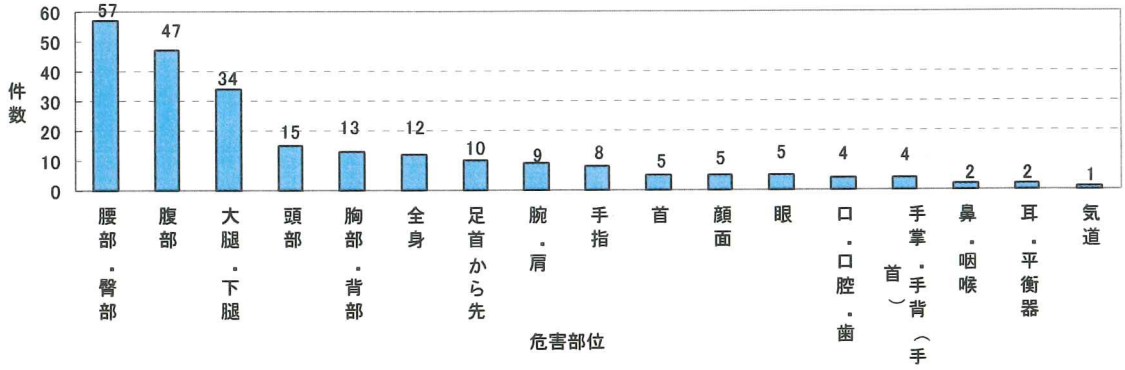

（７） **ルームランナーやベルト型振動器具等の危害が多い。器具によって使用する部位が違うため、器具によって様々な症状が出ている（図 5）**

危害が発生した器具(注 10)はルームランナーが最も多い。主な内容は転んですりむいた、ひざや足の付け根などの関節が痛くなった等である。次いでおなかや手足等に巻いて使用するベルト型振動器具が多く、かゆみや腫れなどの症状が出ている。

１）器具別の主な危害の内容

①ルームランナー（38 件）・・・「転んですりむいた」「関節痛になった」
②ベルト型振動器具（34 件）・・・「かゆくなった」「腫れた」「かぶれた」
③EMS 器具（26 件）・・・「かぶれた」「気分が悪くなった」「やけどした」
④乗馬型器具（25 件）・・・「腰痛になった」[気分が悪くなった]「すりむいた」
⑤金魚運動器具（15 件）・・・「腰痛になった」「気分が悪くなった」
⑤振動型器具（15 件）・・・「かぶれた」「気分が悪くなった」

図 5：器具別件数

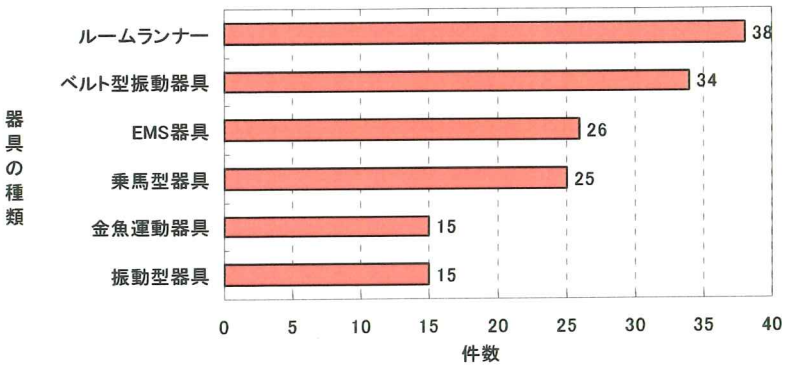

※器具の分類は、本調査のために特別に精査を行ったものである

（注 10）「他の健康器具」に分類されるものが 243 件（注 11）と最も多く、次いで「ルームランナー」が 38 件である（申し出情報から器具の種類が判明しなかった 7 件除く）。
（注 11）“ベルト型振動器具”が 34 件と最も多く、“EMS 器具”が 26 件、“乗馬型器具”が 25 件と続く（「他の健康器具」の中でも器具の種類が判明しなかった 13 件除く）。

4．アンケート調査

家庭用健康器具の保有・使用の実態調査のため、保有・購入している全国の 20 歳以上の男女 1000 人にアンケート調査を行った。主な結果は以下のとおりである。

（1） 運動不足解消やダイエット等のために購入した人が約 7 割を占めた。購入・入手前に商品情報を確認した人は約 4 割しかいなかった。また、使用前に商品の注意書き等を確認した人は約 6 割いたが、そのうち約 5 割の人は注意表示について覚えていなかった

購入理由は「運動不足解消のため」（448 人、44.8%）が最も多く、「美容・ダイエットのため」（295 人、29.5%）が続く（n=1000）。

商品情報を購入前に「確認しなかった」（580 人、58.0%）が「確認した」（420 人、42.0%）を上回った（n=1000）。また、使用前に使用方法や取扱説明書の注意表示を「確認した」（642 人、64.2%）が、「確認しなかった」（358 人、35.8%）を上回った（n=1000）。そのうち、器具の対象年齢や使用に適さない病気などの注意表示が「あった」（225 人、35.0%）、「無かった」（66 人、10.3%）、「覚えていない」（351 人、54.7%）となり、半数以上の人が覚えていなかった（n=642、図 6）。

図 6：注意事項等の確認の有無

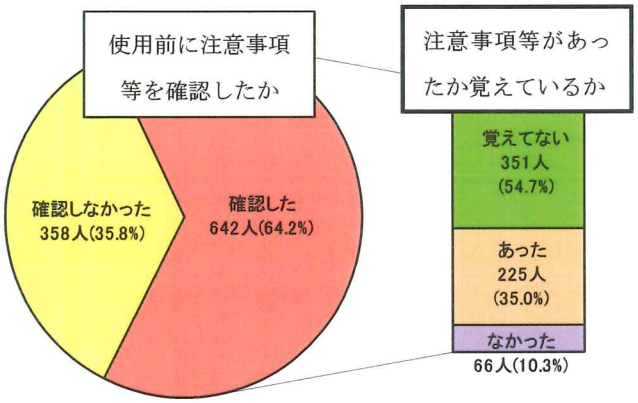

（2） 保有・使用している器具、最も使用頻度が高い器具、体を痛めたことがある器具の上位はほぼ同一の器具であり、それぞれ相関性があった

保有・使用している器具[注 12]は「ダンベル」（397 人、23.3%）と最も多く、「ステッパー（足踏み型器具）」（265 人、15.6%）、「開脚式器具」（158 人、9.3%）と続く（n=1703）。また、使用頻度の高い器具も「ダンベル」（218 人、21.8%）、「ステッパー（足踏み型器具）」、（157 人、15.7%）、「開脚式器具」（122 人、12.2%）の順に多かった（n=1000、図 7）。また、体を痛めた人（n=124）が使用した器具も「ダンベル」（36 人、29.0%）、「開脚式器具」（19 人、15.3%）、「ステッパー（足踏み型器具）」（11 人、8.9%）、「自転車型器具」（11 人、8.9%）の順であった（n=124、図 8）。

（注 12）最大 3 つまでの複数回答。

図 7：使用頻度が最も高い器具

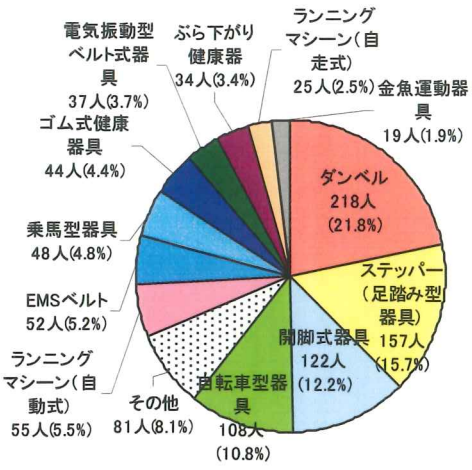

図 8：体を痛めた器具

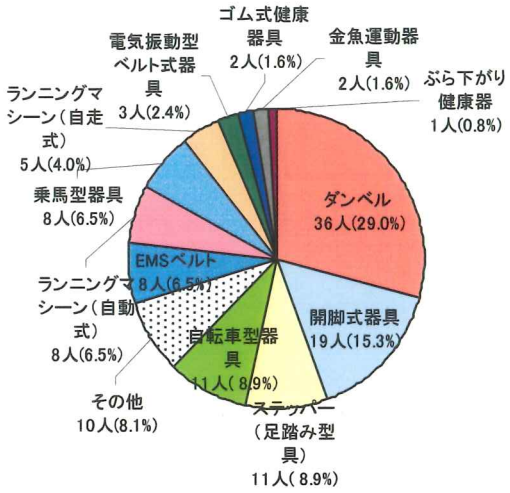

（３） ダンベルやステッパー（足踏み型器具）などの自ら体を動かす器具を使用して体を痛めており、ひどい筋肉痛や腰を痛める人が多かった

体を痛めた人（n=124）の症状は、「ひどい筋肉痛」（40 人、32.3%）、「関節痛」（39 人、31.5%）があわせて半数以上を占めた（n=124、図 9）。痛めた部位は「腰」（27 人、21.8%）が多く、「ひざ」（19 人、15.3%）、「太もも・ふくらはぎ」（17 人、13.7%）と続く。60 歳代以上では約 4 割の人が「腰」を痛めていた（n=124、図 10）。

図 9：危害の内容

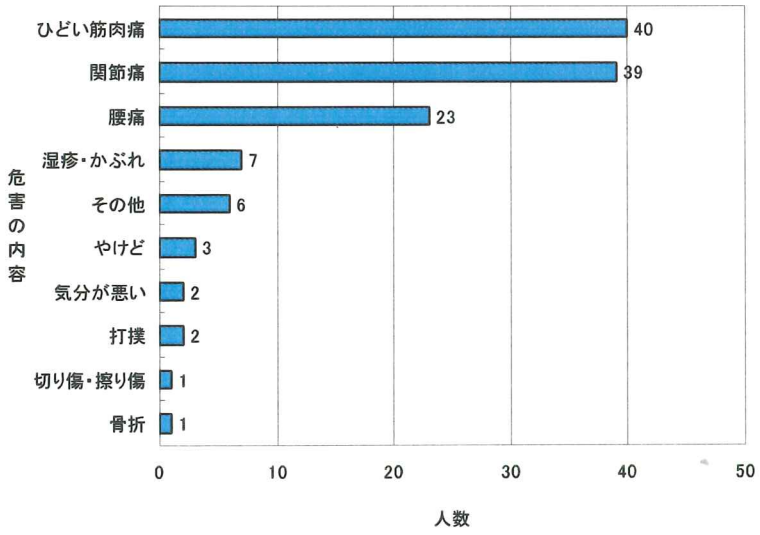

図 10：痛めた体の部位

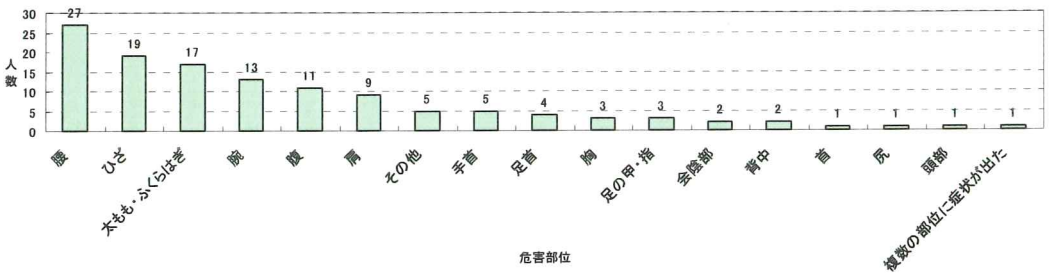

（４） **週に１回以上定期的に器具を使用している人は約６割であった。使用しなくなった人の理由は、「飽きた」「思う様な効果が得られなかった」ためであった。約４割の人が器具の保有・設置で困っていた。理由は「邪魔である」が９割と圧倒的であった**

器具の使用頻度は「1 週間のうち 2、3 日程度」（245 人、37.5%）、「1 週間のうち 1 回程度」（168 人、25.7%）と続き、週 1 回以上定期的に運動している人は約 6 割であった（n=654）。

器具の保有・設置について「困ったことがある」（399 人、39.9%）のうち、「邪魔」（381 人、95.5%）の内容が最も多かった（n=399）。

５．問題点等

（１） **消費者は取扱説明書の注意表示などを購入前に確認することができない場合がある。特に、テレビショッピングでは実際に器具を使用する際の具体的な注意事項について十分説明されていない可能性がある**

通常、取扱説明書には使用上の注意や禁忌（きんき）症状などの注意事項が書かれているが、大抵の場合は購入前に読むことはできない。事例を見ると、購入後、自分の健康状態等に合っていることがわからないケースが見られる。

テレビショッピングの場合、取扱説明書に書かれている使用上の注意や禁忌症状などが放送内に明示されていない場合がある。

また、「放送終了後から 30 分以内に購入すると半額に割引」など、うまく消費者の購入意欲が刺激されて、購入までに十分な検討がなされないおそれがある。

インターネットショッピングの場合、販売サイトに詳しい取扱説明書のような具体的な注意表示があると望ましい。

（２） **消費者は購入前に注意事項を十分に確認していない場合が多い。また、購入後も取扱説明書や、保証書・領収書をすぐ処分してしまい、トラブルが起こったときに対処できなくなる場合がある**

アンケートによれば、消費者は購入前に商品の価格や商品情報についてチェックしているが、使用上の注意事項をよく確認せずに購入している。

また、相談事例を見ると、消費者が取扱説明書・保証書・領収書等の書類を処分してしまい、事業者に連絡したいときに連絡先がわからないというケースも見られた。

（３） **商品の強度が不足していたり、取扱説明書等の記載内容が不十分なケースが見受けられる**

国民生活センターでの商品テスト依頼の結果（参考資料参照）から、製品の強度等が十分でなかったり、注意表示が不足していると考えられるものがあった。

取扱説明書に正しい使用方法が書かれていなかったり、注意事項が不十分なため、大けがをしたケースもあり、治療に 1 カ月以上かかったケースも見られた。取扱説明書の中には、注意事項の記載の表現が具体的でないものも見受けられる。

６．専門家からのコメント

日本体育大学　健康学科
大野　誠　教授

◇運動を始める前に

既往歴や持病で薬を飲んでいる人、病院にかかっている人などは、運動によって症状が悪化するような場合もあるので、家庭用健康器具を使って運動を始める前に医師に運動量や内容の確認をした方がよい。

◇運動前ー運動後に注意すること

運動前・運動後には準備体操やストレッチなどのウオーミングアップをしっかり行う。運動終了後もストレッチを行わずにそのままにすると、筋肉痛になりやすい。

自分の体力や筋力の状態と関係なく「1日15分、3セット」等のノルマを課してしまうと、体力以上の運動をすることになり、けがをしたり、体を痛める恐れがある。ノルマを決めて運動するのではなく、体調に合わせて無理にならない程度の運動を日常生活に取り入れることが重要である。

◇適度な運動とは

生活習慣病予防やダイエットのためには、食事療法をまず徹底し、加えて有酸素運動とレジスタンス運動（筋力トレーニングなど）を組み合わせての運動療法を行うことが望ましい。運動量は有酸素運動を1日合計30分程度、レジスタンス運動（筋力トレーニング）を1日合計15分程度行う。どちらも連続して行わなくても良いため、通勤や買い物、テレビのコマーシャル中など、日常生活の中で少しずつこれらの運動を続けていくことが望ましい。

有酸素運動については、一例として速歩（早歩きで1分間に95-100mのスピード）は身体への負担が少ないと考えられる。最初からこの速度ではなく、段階的に速度を上げて慣れていくと良い。レジスタンス運動は腹筋運動や腕立て伏せなどの筋力トレーニングである。

◇取扱説明書について

取扱説明書の注意事項の中には、表現が具体的ではないものも見られる。消費者にとっては自分が使用してよいのかどうか、判断しにくいと考えられる。取扱説明書の記載項目や内容についての基準等があると、消費者にとって判断が容易になるのではないか。

7．消費者へのアドバイス

（1） **健康器具は体に負荷をかけるものであることを理解し、購入するか慎重に考える。また、自分の既往歴や健康状態で器具が使用できるか確認する**

器具を使っての運動でも体に負荷をかけることになるため、購入する際には、自分の体力等を考えて慎重に検討する。

また、自分の健康状態で使える程度のものか販売店やメーカーへ問い合わせてから購入する。既往歴や持病があり薬を飲んでいる人、病院を受診している人はかかりつけの医師に当該健康器具を用いての運動が可能かどうか等について確認する。

テレビショッピング等での宣伝では、健康器具を使ってはいけない症状の人などの細かい注意事項が流れない場合がある。

（2） **取扱説明書等に書かれた使用方法を守る**

取扱説明書をよく読み、使用方法を守って使用する。慣れた頃に自己流の方法で使用してけがをする事例も見られたため、正しい使用方法を守る。

また、周りに子どもなどがいないか、周囲を確認してから使用を始める。

（3） **その時の自分の体や健康状態に合わせて、自分の体力以上に運動しない。また、運動中に異常を感じたらすぐに中止する**

ノルマを決めると、自分の体力以上の運動になる場合もあるので、けがをするおそれがある。体調に合わせて無理の無い程度に運動する。使用中に体もしくは器具に異変を感じた場合は、すぐに使用を中止する。体調不良が続く場合は、医療機関を受診する。

（4） **使用後はストレッチ等で体をほぐす。また、購入時にはあらかじめ保管場所を考える**

体を動かす器具を使用した後には、ストレッチ等を行い、疲れを残さないようケアをする。使用後に体調が優れない場合は継続して使用せず、回復するまで適度に期間を空けるなどの調整を行う。

また、アンケートを見ると器具の保管に困っている人が少なくないことに加えて、保管時にも子どもが触ってけがをした事例もあるため、子どもの手に触れないような場所に保管するか、カバーや箱に入れる等の対策を行う。

（5） **使用方法や製品について問い合わせをする場合もあるため、取扱説明書等の書類は必ず保管しておく**

製品について問い合わせや返品をしたい場合に、取扱説明書や領収書などを処分してしまって連絡が出来ない事例も見られたため、きちんと関連書類は保管しておく。

８．事業者・業界への要望

（１） 販売時における注意事項等の周知

紙面広告やテレビショッピング番組内では、持病によって使用が出来ないといった注意事項などを確認することができない場合がある。また、テレビショッピングにおいては、購入を急かすような宣伝もあり、消費者に十分な検討の機会を与えていないと思われる。購入してから使用対象者ではないことがわかった事例もあることから、テレビショッピングにおいては番組内で可能な限り、注意事項や禁忌症状等について情報提供されたい。

インターネットショッピングにおいては、購入前にサイト上に取扱説明書の内容や使用上の注意事項が掲載されているケースも見られるが、より一層表示してほしい。

（２） 取扱説明書における注意表示等の徹底

取扱説明書に具体的でない表現が見受けられ、消費者にとって使用可能な商品なのか判断がつきにくいと考えられる。また、器具の正しい使用方法や注意事項の記載がなかったために大けがをした事例もあることから、消費者に正しい使用方法や注意事項等が明確にわかるような、具体的でわかりやすい表示等を望む。

○要望先

公益社団法人 日本通信販売協会

○情報提供先

消費者庁 消費者政策課
厚生労働省 健康局 がん対策・健康増進課
経済産業省 商務情報政策局 ヘルスケア産業課
経済産業省 商務情報政策局 日用品室
経済産業省 商務情報政策局 商務流通グループ 製品安全課
消費者委員会事務局
一般財団法人 製品安全協会
一般社団法人 日本民間放送連盟

本件問い合わせ先
商品テスト部：042-758-3165

参考資料

（１） 国民生活センターで実施した商品テスト事例

全国の消費生活センターで受け付けた相談の解決のために、国民生活センターでは商品テストを実施している。その中で、家庭用健康器具についてテストを実施し、品質や表示上問題があるという結果が出たものもある。

【事例１】ベルトの強度が不十分だった腹筋背伸ばし器具

テレビショッピングで腹筋背伸ばし器具を買った。異音がしてゴムのバンド部分が切れ掛かっていた。使用中にベルトが切れたら危険だ。調査してほしい。

（2009 年 9 月受付、40 歳代・男性・福岡県）

＜商品テスト結果＞

苦情同型品を使用してベルトの耐久テストを行った結果、繰り返し伸縮することによって機能が徐々に低下し、十分な耐久性を有していなかった。また、取扱説明書にはゴムのベルトの疲労や、劣化に関する注意表示は無かった。

事業者からは、相談者への返品・返金に応じ、他の購入者には使用方法の変更と注意及びゴムに異常があれば代替品の送付を行う旨の通知を出し、商品在庫は取扱説明書を差し替えて対応するとの回答があった。

【事例２】走行中に止まるルームランナー

1 年前にテレビショッピングで電動式ルームランナーを買った。走っている最中にベルトが止まり、何度か転倒しそうになったので危険だと思い、販売会社に連絡したら、新品と交換してくれた。交換してくれたものを約 1 年使ったところ、再度走行中にベルトが動かなくなり、怖い思いをした。1 年足らずでベルトが止まるのは品質に問題があるのではないか。

（2010 年 7 月受付、70 歳代・男性・岐阜県）

＜商品テスト結果＞

歩行中にベルトが止まるのは、ローラーと滑車のかみ合わせがゆるく、滑車が空回りすることが原因であった。

事業者からは、相談者へ返品・一部返金の対応をするとの回答があった。

【事例３】取扱説明書の注意事項が不十分だったローラー式器具

ローラーの両端にハンドルが付いた器具をインターネット通販で購入した。四つんばいでスライドし腹筋と背筋を鍛えるものである。器具が手前に戻る時にローラーが勢いよく動き、顔を床にぶつけ、けがをした。使用上の注意がなく危ないと思う。

（2011 年 9 月受付、30 歳代・女性・千葉県）

＜商品テスト結果＞

ローラーを一定の長さ以上押し出した時には、戻る距離が押し出した距離よりも長くなった。

取扱説明書には使用上の注意や運動方法に関する一般的な注意事項は書かれていたが、

器具を前に押し出した際に自然に戻ってくることに関する注意書きはなかったことから、消費生活センターから改善を申し入れた。

事業者からは、取扱説明書にローラーはバネの力で戻ることと、戻り状況の注意書きを加える旨の回答があった。

（２） 消費者庁公表「消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について」「消費者安全法の重大事故等に係る公表について」より（項目抜粋）

同一事案で複数回公表されたものは、公表時期がより新しい内容を掲載している。ただし、「消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について」と「消費者安全法の重大事故等に係る公表について」両方で公表された場合、「消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について」を優先して表に掲載している（2012 年 6 月 15 日までの公表分）。

No	公表日	事故発生日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	事故発生都道	備考
1	平成22年8月20日	平成22年7月13日	ウォーキングマシン			当該製品を使用中、後ろに下がり過ぎて当該製品から落下し、負傷した。 安全装置（スピードについていけない時などに自動的にベルトを止めるもの）の使用状況も含め、現在、原因を調査中。	宮崎県	
2	平成22年12月21日	平成22年11月9日	運動器具(乗馬型)			当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。数年前から当該製品は使用されていなかった。当該製品から出荷したのか他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
3	平成22年12月24日	平成22年10月23日	運動器具	アブサークルプロ	株式会社オークローンマーケティング（輸入事業者）	当該製品を使用中、スイングアーム（可動式の足載せ部）が外れ、落下し、重傷を負った。 事故原因は、スイングアーム支柱を本体に固定している2箇所のナットが、確実に締め付けられておらず、使用中に緩んで外れたために、スイングアームが外れ、落下したことによって負傷したものと考えられる。	岐阜県	平成22年12月17日にも消費生活用製品の重大製品事故として公表 事業者の対応としては、 平成22年12月17日よりホームページで使用上の注意喚起を実施 平成22年12月24日からダイレクトメール送付等による注意喚起を追加実施
4	平成23年4月22日	平成20年3月12日	ウォーキングマシン	DR-1230W	株式会社リティースポーツ・インダクトリー（輸入事業者）	当該製品を使用中に突然走行ベルトの動きが高速になり転倒し、顔と右肩を打撲した。調査の結果、他の電気製品等の電源を入切する際に発生したノイズが、当該製品の電源コードから伝搬し、走行ベルトが誤作動して、高速に動作したことにより使用者が、転倒し負傷したものと考えられる。	北海道	平成20年5月2日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として経済産業省が公表
5	平成23年5月31日	平成22年10月7日	運動器具（EMS機器）	なし（商品名：オーバルウェーブ）	株式会社リッコー	当該製品（筋肉に電気的な刺激を与える機器）を使用中、当該製品のパッド貼付箇所に炎症が生じた。現在、原因を調査中。	東京都	
6	平成23年5月31日	平成22年9月5日	運動器具（EMS機器）	なし（商品名：オーバルウェーブ）	株式会社リッコー	当該製品（筋肉に電気的な刺激を与える機器）を使用中、当該製品のパッド貼付箇所に炎症が生じた。現在、原因を調査中。	東京都	
7	平成23年5月31日	平成22年8月26日	運動器具（EMS機器）	なし（商品名：オーバルウェーブ）	株式会社リッコー	当該製品（筋肉に電気的な刺激を与える機器）を使用中、当該製品のパッド貼付箇所に炎症が生じた。現在、原因を調査中。	東京都	
8	平成23年5月31日	平成22年9月29日	運動器具（EMS機器）	なし（商品名：オーバルウェーブ）	株式会社リッコー	当該製品（筋肉に電気的な刺激を与える機器）を使用中、当該製品のパッド貼付箇所に炎症が生じた。現在、原因を調査中。	広島県	
9	平成23年6月3日	平成22年7月18日	運動器具	レッグマジックサークル	株式会社オークローンマーケティング（輸入事業者）	当該製品（直立し、ハンドルに掴まった状態などで運動を行うもの。）を使用中、ハンドル部分が下がり、バランスを崩し、右足を負傷した。 当該製品は、購入時に使用者が直立する支柱（ポール）に専用のプレート（ハンドルロック）と2本のボルトでハンドルを締め付けてから使用するものである。2本のボルトを均等に締め付けないとプレートが片寄り、小さな荷重でもハンドルが下がることが確認できたことから、これが事故の原因であると考えられる。 取扱説明書には、ボルトをしっかり締め付け、破損や緩み等が無いか確認する旨の記述はあったもの	兵庫県	平成22年10月5日にも消費生活用製品の重大製品事故として公表
10	平成23年8月23日	平成23年6月20日	運動器具（ベルトを使った運動器具）			当該製品を使用し、運動した。その数日後、体調が悪くなり、病院で受診したところ、負傷が確認された。当該製品の使用との因果関係を含め、現在、原因を調査中。	徳島県	
11	平成24年1月6日	平成23年12月20日	ウォーキングマシン			当該製品を梱包から取り出す際、当該製品のフレーム部で手を挟み、負傷した。当該製品を梱包から取り出し、組み立てる直前に切る結束バンドを梱包から取り出す際に切った可能性を含め、現在、原因を調査中。	長野県	
12	平成24年1月13日	平成23年10月9日	運動器具(ベルト式)（DK-101A;大広株式会社(輸入事業者)）	DK-101A	大広株式会社（輸入事業者）	当該運動器具を使用中、バランスを崩し、当該製品ごと後方に転倒し負傷した。ベルトの使用方法が取扱説明書に記載されていなかった状況を含め、現在、原因を調査中。	長野県	平成24年1月13日に消費者安全法の重大事故等としても公表
13	平成24年1月20日	平成23年12月19日	運動器具（バンドを使用した運動用）	KW-752	株式会社カワセ（輸入事業者）	当該製品を使用中、当該製品が切れて右目に当たり負傷した。現在、原因を調査中。	神奈川県	平成24年3月15日に消費者安全法の重大事故等としても公表

（３）アンケート調査結果詳細

１）対象

家庭用健康器具を使用したことのある 20 歳以上の男女

２）調査期間

2012 年 4 月中

３）調査の方法

インターネット上のアンケートを実施

４）調査対象数及び割付条件

全国 47 都道府県の人口分布に応じて割り付けた 1000 人（層化二段無作為抽出法）

５）回答結果（全回答）

(1)回答者性別(n=1000)	人数[人]	割合[%]
男性	492	49.2
女性	508	50.8
計	1000	100.0

(2)回答者年代 (n=1000)	人数［人］	割合［%］
20 歳代	200	20.0
30 歳代	200	20.0
40 歳代	200	20.0
50 歳代	200	20.0
60 歳代以上	200	20.0
計	1000	100.0

(3)保有している家庭用健康器具の種類（最大３つまで回答）(n=1703)	回答数	割合［%］
ランニングマシーン（自動式）	79	4.6
ランニングマシーン（自走式）	53	3.1
自転車型器具	148	8.7
ステッパー（足踏み型器具）	265	15.6
ぶら下がり健康器	79	4.6
ダンベル	397	23.3
EMS ベルト	108	6.3
電気振動型ベルト式器具	77	4.5
金魚運動器具	58	3.4
乗馬型運動器具	77	4.5
ゴム式健康器具	94	5.5
開脚式健康器具	158	9.3
その他	110	6.5
計	1703	100.0

(4)(3)で回答した中で最も使用頻度の高い器具(n=1000)	回答数	割合［%］
ランニングマシーン（自動式）	55	5.5
ランニングマシーン（自走式）	25	2.5
自転車型器具	108	10.8
ステッパー（足踏み型器具）	157	15.7
ぶら下がり健康器	34	3.4
ダンベル	218	21.8
EMS ベルト	52	5.2
電気振動型ベルト式器具	37	3.7
金魚運動器具	19	1.9
乗馬型運動器具	48	4.8
ゴム式健康器具	44	4.4
開脚式健康器具	122	12.2
その他	81	8.1
計	1000	100.0

(5)保有している器具を入手した目的（n=1000）	回答数	割合［%］
運動不足解消のため	448	44.8
病気予防のため	21	2.1
リハビリのため	29	2.9
美容・ダイエットのため	295	29.5
リラックス･気分転換のため	49	4.9
友人等にすすめられたため	8	0.8
面白そう・楽しそうだったため	39	3.9
衝動買い	34	3.4
特に目的は無いが、何となく	31	3.1
その他	46	4.6
計	1000	100.0

(6)器具を使用して体を痛めたことがあるか(n=1000)	回答数	割合［%］
ある	124	12.4
ない	876	87.6
計	1000	100.0

(7)体を痛めた器具の種類（複数ある場合は、購入・入手時期が最も新しい器具）(n=124)	回答数	割合［%］
ランニングマシーン（自動式）	8	6.5
ランニングマシーン（自走式）	5	4.0
自転車型器具	11	8.9
ステッパー（足踏み型器具）	11	8.9
ぶら下がり健康器	1	0.8
ダンベル	36	29.0
EMS ベルト	8	6.5
電気振動型ベルト式器具	3	2.4
金魚運動器具	2	1.6
乗馬型運動器具	8	6.5
ゴム式健康器具	2	1.6
開脚式健康器具	19	15.3

その他	10	8.1
計	124	100.0

(8)(7)で回答した器具を使用してどのような症状がでたか(n=124)	回答数	割合［%］
ひどい筋肉痛	40	32.3
骨折	1	0.8
腰痛	23	18.5
関節痛	39	31.5
神経痛	0	0.0
やけど	3	2.4
湿疹・かぶれ	7	5.6
切り傷・擦り傷	1	0.8
打撲	2	1.6
気分が悪い	2	1.6
その他	6	4.8
計	124	100.0

(9)体を痛めたとき病院へ行ったか(n=124)	回答数	割合［%］
行った	14	11.3
行かなかった	110	88.7
計	124	100.0

(10)(8)で回答した症状は主に体のどの部位にでたか(n=124)	回答数	割合［%］
頭部	1	0.8
顔面	0	0.0
眼	0	0.0
耳	0	0.0
鼻	0	0.0
口・口腔・歯	0	0.0
首	1	0.8
肩	9	7.3
腕	13	10.5
手首	5	4.0
手のひら・指	0	0.0
背中	2	1.6
胸	3	2.4
腹	11	8.9
腰	27	21.8
尻	1	0.8
太もも・ふくらはぎ	17	13.7
ひざ	19	15.3
足首	4	3.2
足の甲・指	3	2.4
会陰部	2	1.6
全身	0	0.0
その他	5	4.0
複数の部位に症状が出た	1	0.8
計	124	100.0

(11)治療期間(1回目の通院から最後の通院までの期間)(n=14)	回答数	割合［%］
1週間未満	6	42.9
1週間以上-2週間未満	2	14.3
2週間以上-3週間未満	3	21.4
3週間以上-1ヶ月未満	0	0.0
1ヶ月以上	3	21.4
計	14	100.0

(12)症状が出た（けがをした）ことを誰か（どこか）に相談（伝えた）か(n=124)	回答数	割合［%］
した	59	47.6
しなかった	65	52.4
計	124	100.0

(13)症状が出た（けがをした）ことを主に誰に（どこか）に相談（伝えた）か (n=59)	回答数	割合［%］
販売店やセールスマン	1	1.7
メーカー	1	1.7
家族	45	76.3
友人・知人	11	18.6
消費生活センターなどの行政の窓口	0	0.0
その他	1	1.7
計	59	100.0

(14)(7)で回答した体を痛めた器具の購入手段 (n=124)	回答数	割合［%］
テレビショッピング	8	6.5
インターネットショッピング	35	28.2
カタログショッピング	9	7.3
店舗販売	54	43.5
インターネットオークション	1	0.8
新聞広告	1	0.8
雑誌広告	0	0.0
プレゼント（贈答品）	5	4.0
その他	8	6.5
わからない	3	2.4
計	124	100.0

(15)(4)で回答した最も使用頻度の高い器具を購入・入手した時期(n=1000)	回答数	割合［%］
2005年以前	330	33.0
2006年頃	57	5.7
2007年頃	69	6.9
2008年頃	79	7.9
2009年頃	83	8.3
2010年頃	117	11.7
2011年以降	155	15.5
わからない	110	11.0

計	1000	100.0

(16)(4)で回答した最も使用頻度の高い器具の価格 (n=1000)	回答数	割合 [%]
10,000 円以下	483	48.3
10,001 円-20,000 円	210	21.0
20,001 円-30,000 円	65	6.5
30,001 円-40,000 円	33	3.3
40,001 円-50,000 円	18	1.8
50,000 円以上	48	4.8
わからない	143	14.3
計	1000	100.0

(17)購入・入手前に、商品のパンフレットやインターネットサイト等で商品情報を確認したか (複数ある場合は、購入・入手時期が最も新しい器具) (n=1000)	回答数	割合 [%]
確認した	420	42.0
確認しなかった	580	58.0
計	1000	100.0

(18)どのような情報を確認したか (n=1000)	回答数	割合 [%]
価格	233	55.5
使い方	138	32.9
注意事項	22	5.2
その他	27	6.4
計	420	100.0

(19)確認しなかった理由は何か (n=580)	回答数	割合 [%]
手間がかかるから	189	32.6
他の人に評判が良かったから	67	11.6
十分にその商品の情報を把握していたから	229	39.5
その他	95	16.4
計	580	100.0

(20)使用前に、取扱説明書で使用方法や注意書きなどを確認したか (複数ある場合は、購入・入手時期が最も新しい器具) (n=1000)	回答数	割合 [%]
確認した	642	64.2
確認しなかった	358	35.8
計	1000	100.0

(21) (20)で回答した器具について、対象年齢や、器具の使用に適さない病気などについて注意表示があったか(n=642)	回答数	割合 [%]
あった	225	35.0
無かった	66	10.3
覚えていない	351	54.7
計	642	100.0

(22)保有している器具を現在も使用しているか（n=1000）	回答数	割合［%］
使用している	500	50.0
使用していない	346	34.6
使用している器具と、使用していない器具がある	154	15.4
計	1000	100.0

(23)どの位の頻度で器具を使用しているか（複数ある場合は、最も使用頻度の高い器具）（n=654）	回答数	割合［%］
毎日	84	12.8
1週間のうち2､3日程度	245	37.5
1週間のうち1回程度	168	25.7
1カ月に2回程度	104	15.9
2カ月以上の間隔	53	8.1
計	654	100.0

(24)使用しなくなった理由（複数ある場合は、最も使用頻度の高い器具）（n=346）	回答数	割合[%]
購入・入手時の目的を達成した	4	1.2
他の器具や運動に切り替えた	14	4.0
怪我や病気で使用を取りやめた	11	3.2
飽きた	197	56.9
思う様な効果が得られなかった	82	23.7
その他	38	11.0
計	346	100.0

(25)器具の保管または設置について困っていることはあるか（n=1000）	回答数	割合[%]
ある	399	39.9
ない	601	60.1
計	1000	100.0

(26)主にどういう内容で困っているか（n=399）	回答数	割合[%]
邪魔である	381	95.5
家族が自由に触れるため、器具が壊れたことがある	5	1.3
その他	13	3.3
計	399	100.0

(27)器具を主に家のどこに保管・設置しているか（n=381）	回答数	割合[%]
自分の部屋	95	24.9
リビングなど家族との共有スペース	165	43.3
物置など収納スペース	106	27.8
その他	15	3.9
計	1000	100.0

(28)器具を購入したことで、購入・入手の目的を達成できたか（n=1000）	回答数	割合[%]

達成できた	246	24.6
達成できなかった	385	38.5
まだわからない	369	36.9
計	1000	100.0

(29)今後も器具を新たに購入・入手したいと思うか (n=1000)	回答数	割合[%]
購入・入手したい	463	46.3
購入・入手したくない	537	53.7
計	1000	100.0

（4） その他資料一覧

1）健康日本 21

http://www.kenkounippon21.gr.jp/

2）平成 14 年 4 月 5 日公表「家庭用フィットネス器具でけが！」

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20020405_2.html

3）平成 14 年 9 月 24 日公表「電気刺激による筋肉増強をうたった商品の安全性－ＥＭＳベルトの筋肉や皮膚への影響を調べる－」

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20020924.html

4）総務省　家計調査　家計収支編　平成 22 年

http://www.stat.go.jp/data/kakei/2010np/index.htm

5）一般財団法人　製品安全協会制定　SG 基準（8 品目）

①エキスパンダ(1978 年 5 月制定)
②ぶらさがり器具（1984 年 3 月制定)
③とびなわ(1989 年 6 月制定)
④家庭用自転車エルゴメータ(1996 年 7 月制定)
⑤家庭用トレッドミル(1997 年 9 月制定)
⑥筋力トレーニング器具(1998 年 9 月制定)
⑦ステッパ(2000 年 1 月制定)
⑧ローイング器具(2000 年 1 月制定)